

地域センターは、
農家の皆様をご支
援し、農業の発展
を通して地域に貢
献いたします。

亀田郷地域センターだより

(一財)亀田郷地域センター

〒950-0148
新潟県新潟市江南区
東早通1丁目2番25号
(亀田郷土地改良区2F)

TEL (025) 381-7816
FAX (025) 381-1215
HP <http://www.kchiikicenter.jp>

横越の俳人 小林 存の歌碑が完成

ながろう

横越地区では、今から80年前の昭和9年に旧横越村立横越小学校に建立された当時の門柱1本が、40年前の学校統合や新潟市合併等の変遷を経るなかで活用されずに残っていました。そこでその門柱を活用し、横越出身の俳人で、新潟新聞（現：新潟日報）主筆を務め、民俗学や郷土誌などにも幅広い文筆活動を行った小林存（ながろう）の歌碑を建立しようと、地元有志が会を発足させ、募金活動を行いながら、歌碑の建立を進めてきました。この事業には、当センターの地域づくり助成金も活用されています。

この歌碑は横越神社に建立され、さる6月11日、歌碑の除幕式が執り行われました。刻まれた歌は、数ある小林存の歌の中から「ふるさとの長橋 ～ ふるさとの堤の茶屋の酒悲し 長橋わたるバスに手を振る」が選ばれています。また同日、新潟大学教育学部の岡村浩教授を招いての記念講演会も開催されました。



鳥屋野潟に親しもう

鳥屋野潟は、亀田郷地区の水害防止の調整池機能を果たすだけでなく、生態系の維持や、都市の温度上昇抑制など、さまざまな機能を果たしています。当センターはこうした鳥屋野潟のさまざまな機能を広く地域の皆さんに知っていただく活動に協力・支援を行っています。

さる6月21日と22日、新潟市の食と花の交流センター「いくとぴあ食花」の開業を記念して、「鳥屋野潟環境遊覧船」が2日間限定で運航されました。25人乗りの遊覧船2隻を搬入しての運航で、約1200人のみなさんが、日ごろ機会の少ない船上からの鳥屋野潟を楽しんでいました。

また8月24日には、鳥屋野潟公園（鐘木地区）から、鳥屋野潟漁業協同組合のご協力をいただき、昔ながらの手漕ぎの板合わせ舟での、渡し船体験会も開催されました。



6月21・22日 鳥屋野潟環境遊覧船

8月24日 鳥屋野潟渡し船体験会

卵の殻で土壌改良

阿賀野市の鶏卵加工業者「(株)ワイエムフーズ」から、土壌改良剤として利用できる鶏卵殻をご提供いただいております。引き続きご利用いただけますので、下記の通りご案内いたします。

ご利用方法について

- 申し込み**
(株)ワイエムフーズへ電話で、申込者名、数量、搬出予定日時をお伝えください。
- 搬出**
申込者が(株)ワイエムフーズへ出向き、搬出作業を行います。平日午前9時～午後4時に限ります。搬出の際には(株)ワイエムフーズ事務所窓口でも、搬出数量等を申告してください。
- その他**
なるべく、地区やグループでまとまって、効率よく搬出してください。また、(株)ワイエムフーズ工場内ではマナーを心がけ、従業員の方の邪魔にならないようお願いいたします。

申込先：(株)ワイエムフーズ 総務部
阿賀野市京ヶ瀬工業団地3610-157
TEL：0250-67-2821（代表）
詳しくは、当地域センターまでお問い合わせください。

助成事業

についてのお知らせ

当センターは先進的な農業への取り組みや農村をささえるための地域づくり活動に関して、右表の通り助成事業を行っています。申請書は当センターでお渡しするほか、当センターのホームページからもダウンロードできます。申請は毎年度11月および2月のセンター理事会において審査し、交付を決定します。亀田郷土地改良区の各工区を通じてお申し込み下さい。

先進農業助成		※組合員5人以上のグループを助成対象とします。 ※代表者が所属する分区分と工区を経由して申請してください。
1	30人以上の亀田郷土地改良区組合員が出荷を予定する、農産物直売所の開設	◎開設準備への助成は20万円以内とする。 ◎建設費に対する助成額は100万円以内、かつ費用の1/2までとする。 ◎1つの直売所に対し、助成は1度限りとする。
2	30人以上の亀田郷土地改良区組合員が出荷している、農産物直売所のPR	◎助成額は30万円以内、かつ費用の1/2までとする。 ◎採択から次の申請までは、5年以上の間隔を要する。
3	亀田郷農産物の新たな市場開拓	◎助成額は30万円以内、かつ費用の1/2までとする。 ◎採択から次の申請までは、5年以上の間隔を要する。
4	地域農産物のブランド化と名産品の育成	◎助成額は30万円以内、かつ費用の1/2までとする。 ◎採択から次の申請までは、5年以上の間隔を要する。
5	環境保全型農業及びバイオマス資源の利活用など、新しい農業技術の導入	◎助成額は30万円以内、かつ費用の1/2までとする。 ◎採択から次の申請までは、5年以上の間隔を要する。

地域づくり助成		※分区分または工区を助成対象とします。
1	亀田郷土地改良区の工区を最低の単位として行われる農業の祭典	◎助成額は10万円以内とする。 ◎亀田郷土地改良区工区あたり年2箇所までとする。
2	地域ごとに管理する文化財の保存	◎助成額は100万円以内、かつ費用の20%までとし千円以下は切り捨てる。 ◎採択から次の申請までは、5年以上の間隔を要する。 ◎活動費および消耗品は助成対象外です。
3	農家と地域住民の大多数が、歴史的に価値があると認める出来事および人物などを記念する事業	◎助成額は100万円以内、かつ費用の20%までとし千円以下は切り捨てる。 ◎採択から次の申請までは、5年以上の間隔を要する。
4	地域づくり協議会における「たより」の発行	◎助成額は30万円以内とする。 ◎年1回発行する地域づくり新聞等の費用を対象とする。
5	農業文化の核として歴史的にも価値が認められ、かつ地域で管理している施設の改築・補修等	◎工事費の総額が300万円以上のものを対象とする。 ◎助成額は100万円以内かつ工事費の20%までとし千円以下は切り捨てる。 ◎1施設1度限りの助成とする。